

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

新発田市長 二階堂 馨

市町村名 (市町村コード)	新発田市 (154206)
地域名 (地域内農業集落名)	豊浦地区 ^{②⑥} (太斉、久保、小坂、赤橋)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月11日、11月20日 (第1回)(第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【太斉】

担い手の高齢化と後継者不足。

【久保】

水稻以外になかなか取り組めず、畑地においては借りる人も現れない。

【小坂】

担い手の高齢化で新規作目の導入が困難であることや、担い手が受け切れない農地があった場合は、近隣地区の農業法人等に受けてもらう必要がある。

【赤橋】

基盤整備完了後20年が経過し、暗渠排水にもみ殻が入り込み腐敗し機能低下している。地域全体で高齢化が進んでいることから、労力的に作業がきつくなっている。

【主な作物】水稻、加工用米、大豆、花木、シャクナゲ、ウメモドキ

(2) 地域における農業の将来の在り方

【太斉】

・隣接地域からの入作者に耕作を依頼する

【久保】

・現耕作者が経営規模を拡大し、地域の農地を引き受けていく

・隣接地域からの入作者に耕作を依頼する

・後継者を勧誘する(法人の構成員か親元就農者として)

【小坂】

・現耕作者が経営規模を拡大し、地域の農地を引き受けていく

・隣接地域からの入作者に耕作を依頼する

【赤橋】

・現耕作者が経営規模を拡大し、地域の農地を引き受けていく

・後継者を勧誘する(法人の構成員か親元就農者として)

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	155.02 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	155.02 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針

【太斉】

大部分の現耕作者の意向を確認することができたが、一部の関係者の合意は取れていないため、今後も継続して協力を求めていく。

【久保・赤橋】

基盤整備事業と連携し、地域ぐるみで協力していくことについて、農地の集積・集約化の意思統一ができている。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

【太斉】

現状では相対契約が多いが、機構活用はメリットも多いため、今後は活用を図る。

【久保、小坂】

今後とも活用を図る。

【佐々川】

既に農地中間管理機構を活用した中心経営体に全耕地貸付けが終了しているが、今後とも貸付けが発生した場合は活用を図る。

【赤橋】

積極的に活用してきており、今後とも活用を図る。

(3) 基盤整備事業への取組方針

・太斉地区(上荒町、太斉、久保、佐々川、八幡新田)、小坂地区(小友、浦新田、浦、小坂、赤橋)は、既に基盤整備済であり、法人等の担い手を中心とした営農が図られている。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

効率的かつ安定的な農業経営を行う多様な経営体の確保・育成のため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及び各種支援制度を活用するとともに新潟県農業経営・就農支援センター、北新潟農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農業機械の共同化や作業委託について、今後検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨六次産業化	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

【久保】

スマート農業(ドローン等の導入による農作業の負担軽減や効率化)